

平成29年度第2回向日市個人情報保護審議会 会議録要旨

- ・日時：平成30年2月28日（水）午後1時30分から午後2時30分まで
- ・場所：向日市役所 西別館1階 第6会議室
- ・出席者：（委員）大田直史会長、酒井美智子委員、植田進委員、
野田崇委員、本條裕子委員
（説明員）市民生活部 山田部長
防災安全課 浦元課長、小島係長、美濃部主査
学校教育課 松下課長、矢形係長
（事務局）市民参画課 田口課長、松本係長、若山主任、高田主査
- ・傍聴者：なし
- ・議事：諮問事項
向日市防犯カメラの設置及び運用に関する要領（案）に基づく個人情報の収集等について

<要 旨>

議事 諮問事項

向日市防犯カメラの設置及び運用に関する要領（案）に基づく個人情報の収集等について

事務局	<p>（審議事項の概要説明）</p> <p>防犯カメラの設置については、犯罪を未然防止する有効な手段とされていますが、個人情報保護条例で禁止されている個人情報の本人外収集にあたるため、過去にも条例第8条第3項第5号に関して、繰り返し審議を行ってきた。</p> <p>本日は、「公共の場所」全般について防犯カメラを設置するための要領の整備と、「通学路」7か所への設置について、ご審議いただく。</p>
説明員	<p>（事業の概要説明）</p> <p>本市では、痴漢や児童への声かけ、ひったくりなどの街頭犯罪を抑止し、市民の皆様の安心・安全な暮らしを守るため、防犯カメラの設置を進めてきた。</p> <p>今年度は、児童や生徒に対する犯罪を抑止するため、通学路への設置を目指して選定を進めており、こうした設置場所についても要領に含めるため、要領を改正する。</p> <p>改正点については、これまで駅前に限定して記載していた設置場所を、「公共の場所」へと改め、定義を第2条第4号「鉄道駅改札口近辺の公共の用に供する場所又は道路等不特定多数の者が自由に利用し、又は通行する場所をいう」とした。</p>

ただし、個人情報を保護するため、無制限な設置とならないよう、第3条第2項において「防犯カメラは、公共の場所を撮影するものとし、特定の個人、土地又は建物等を監視することがないように配慮するものとする」とした。

防犯カメラの設置場所は、実際に声かけ事案などがあり、学校から設置の要望があった中から、特に対策が必要な桓武天皇皇后陵高島陵北東の道路、森本町前田の地下道、向日神社の参道、鶏冠井町番田通りの地下道西側及び東側、上植野町中筋通りの地下道西側及び東側の計7か所について検討している。

会長 それでは、ただいまの事務局と説明員の説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

委員 これまでに設置された防犯カメラの外部提供実績はあったか。

説明員 平成29年度は捜査関係事項照会書に基づき閲覧が3件あった。

委員 どのように外部提供を行ったのか。

説明員 市職員立ち合いのもと閲覧していただいた。

3件のうち1件は閲覧のみであり、ほか2件については捜査機関が指定した時間の静止画を印刷し提供した。

委員 外部提供を行った3件の画像は、どこの防犯カメラのものか。

説明員 JR向日町駅が1件、阪急西向日駅東口、西口でそれぞれ1件あった。

委員 立件されている事件の捜査であったか。

説明員 司法警察官の公印がある文書での照会であった。

委員 新聞に載るような大きな事件であったか。

説明員 新聞に載っていた記憶はない。

委員 市内には、たくさん地下道があるので防犯カメラがあると安心な気がする。

委員 防犯カメラの設置場所については、これ以外に不審者が出るような場所はなく、厳選した結果が本日の提案ということによいか。

説明員	<p>地域の方やPTAの方から防犯カメラの設置要望があった場所の中から通学路に限定し、選定を行った。</p> <p>また、選定した場所以外にも設置要望はあったが、個人の家が映るなどプライバシーの問題がある場所については除外した。</p> <p>今後、不審者発生事案が新たに発生した場合は、新たな設置場所について審議会に諮る必要があると考えるが、現在の緊急性から判断した結果では7か所となった。</p>
委員	<p>声かけは犯罪行為ではないが、防犯カメラで撮影していることを示すことで、声をかける人がためらうであろうという見込みで設置するのか。</p>
説明員	<p>声かけが段々エスカレートし、犯罪につながるおそれがあるため、駅前の防犯カメラと同様に、犯罪の抑止のため設置する。</p> <p>また、防犯カメラがあることで声かけをためらうのではないかとということが市民の皆様の安心して暮らせるまちづくりに繋がる。</p>
委員	<p>防犯カメラの映像が捜査に役立っているということは、防犯カメラがあるからといって、犯罪をためらわなかったということではないか。</p> <p>実際に犯罪を抑止するためではなく、市民がカメラを見て安心するということが重点であれば、プライバシーの保護との利益衡量が難しい。</p> <p>カメラの設置場所が市の施設や駅前であれば点的に特定できるが、通学路となればどこにでも設置できるようになってしまうのではないか。</p>
説明員	<p>カメラを設置して欲しいと市民の代表である議員からも要望がある。</p> <p>また、府民アンケート結果から防犯カメラがあることで安心して過ごすことが出来るとの意見が多いと京都府からも聞いている。</p> <p>しかし、カメラがあったことで犯罪が抑止できたかどうかを示す統計はなく、根拠立てて説明することは難しい。</p> <p>つまり、どうしたら市民の皆様が安心して暮らせるかということが観点となる。</p>
委員	<p>公益上の必要性をしっかりと説明してほしい。</p>
会長	<p>防犯カメラがあれば安心だと言われるところに、公益性があるという判断であれば制限がなくなる。</p>

	<p>防犯カメラの必要性について、安心を感じられるという一般的な根拠ではなく、設置の制限にもなるような根拠はないか。</p>
委員	<p>防犯カメラの設置場所を絞り込めるような議論が欲しい。</p>
委員	<p>防犯カメラが設置されたからといって、全ての犯罪を防ぐことにはつながらないが、防止という意味において一役を担うことにはなる。</p> <p>ただし、個人のプライバシーなどの面において、あった方が良くということで安易に各所につけていくと別の問題が出てきてしまう。</p> <p>防犯カメラの設置によって安心度は増えるとは思っているので、設置に対して異論はないが、今後の運用と管理、また、ほかの場所へ設置する際の制限について考えていくことが必要だ。</p> <p>今回の7か所については、よく考えられた場所への設置と認識している。</p>
委員	<p>要領案第6条の画像の外部提供について、要件該当性は誰がどのように判断するのか。</p>
説明員	<p>決裁をうけることで市としての意思決定としている。</p>
委員	<p>最終的に市長の決裁をうけるのか。</p>
説明員	<p>市長の決裁はうけない。</p>
委員	<p>管理責任者の決裁ということか。</p>
説明員	<p>重要度によって判断される。</p>
委員	<p>重要度というのは、例えばどういう事項か。</p>
説明員	<p>外部に画像を提供することによって多大な影響を及ぼすような場合は、管理責任者より上の権限者に決裁をうけることは考えられる。</p>
委員	<p>外部に画像を提供する時に多大な影響を及ぼすかどうかは、例えばどのようなことで判断されるのか。</p>
説明員	<p>管理責任者の判断になる。</p>
委員	<p>映像の内容によるということか。</p> <p>画像の外部提供自体が情報公開なので、何に基づいて判断されているのか。</p>

るのか、今の説明では分かりづらい。

説明員

要領案第6条第1号「法令等に定めがある場合」については、事務的な手続きになるため、管理責任者の決裁をとる。

今まで事例はないが、要領案第6条第2号「人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急かつやむを得ないと認められる場合」については、状況に応じて管理責任者より上の権限者に報告し、決裁を仰ぐような状況が生じる可能性はあるが、具体的な事例を想定しているわけではない。

委員

要領案第6条第1号の場合、「裁判官が発する令状に基づく場合」、「弁護士法第23条の2第2項の規定により、弁護士からの照会があったとき」については判断しやすいが、「刑事訴訟法第197条第2項の規定により、捜査機関からの照会があったとき」というのは、文書などによって情報提供が捜査機関からあるのか。

説明員

捜査関係事項照会書には、事件の日時や内容が記されている。

委員

照会文書は市で管理しているのか。

説明員

市で管理している。

委員

要領案第6条第2号「人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急かつやむを得ないと認められる場合」とは、どういった事案を想定されてこの条項を設けているか。

説明員

児童が行方不明になった時の捜索を想定しているが、そのほか具体的な想定はしていない。

委員

要領案第6条第1号の「捜査機関からの照会」とは異なるという理解でよいか。

説明員

まずは捜査関係事項照会書が先に出てくると思う。

捜査関係事項照会書が出ていないが捜索しなければならない状況は想定が難しい。

委員

行方不明の事案の場合、要領案第6条第2号の内容だと、誰から請求があった場合といった制限もなく、「息子が行方不明になりました。防犯カメラの映像見せてください。」ということが通るということか。

説明員	それは難しいと思うので、警察に届け出をしていただく。
委員	<p>要領案第6条第2号は制限がかかっているようでかかっていない。</p> <p>第6条第2号があり、かつ、防犯カメラの設置台数が増えていった場合、第6条第1号で認められなかったものを、第6条第2号に包摂することで、画像の提供ができてしまう。</p> <p>防犯カメラの設置場所を限定し、権利侵害を防ぐ方法と、収集した情報の開示について制限をかけることで権利侵害を防ぐ方法の2段階であると思う。</p> <p>1段階目を拡大するという考えなのであれば、2段階目の外部提供の開示の仕方についても厳密に定める方がよい。</p>
会長	実施機関にご検討いただきたい。
説明員	<p>平成30年度の予算編成に対する要望書が2会派から提出され、その中で防犯カメラの設置が要望として挙げられており、これらは市民の皆様がの要望を表していると言える。</p> <p>また、向日市ふるさと創生計画の基本方針では、「防犯カメラを設置し、犯罪の未然防止等を図る」、取組では「防犯カメラの設置促進」、目指す姿・目標では「鉄道3駅周辺及び通学路に防犯カメラを設置」となっている。</p> <p>市民の皆様が安心のために防犯カメラを設置して欲しいという要望が多くあることを踏まえ、どのように個人情報への配慮を行えばバランスよくなるのかアドバイスをお願いしたい。</p> <p>要領案第6条第2号が曖昧だという話があったので、削除し、第6条第1号に該当する場合のみ防犯カメラを設置するというのであれば、制限がかけられ、市の方針であるカメラの台数を増やすこととバランスがとれると思うがどうか。</p>
委員	<p>要領案第6条第2号を削除するというのであれば、法令に従っていない場合は除外になるので、権利侵害を防止するという観点で有用と考える。</p>
説明員	<p>防犯カメラは各メディアで、犯人を捕まえるための道具としてとりあげられている。</p> <p>一般的には悪いことを行っていないという意識を持ってもらうためのもので、多くあれば安心とを感じる。</p>
委員	<p>防犯カメラがあれば、悪いことは出来ないと思うのは普通の人であり、犯罪をする人ではない。</p>

要領案第3条第3項の防犯カメラの設置台数について、「必要最小限のものとし、プライバシーに配慮し、審議会の意見を聞き、必要に応じて近隣住民等の意見を聞くものとする。」となっているが必要最小限の必要性を限定する実際的な基準がないため、設置する場所の基本方針を立ててもらいたい。

少なくとも、町内会や議員が要望しているということは根拠にならない。

説明員

もう少し詳しく教えていただきたい。

委員

町内会から要望があったからということでは根拠として弱いため、実質的にカメラを設置すべき必要性に配慮しているかということ。

会長

今回は、各設置場所において緊急度が高いと判断できるが、予算がある限りは防犯カメラを設置していくという時に一定の制限となるような設置基準が必要である。

防犯カメラは、多ければよいというものではなく、プライバシーの側面も配慮する必要があるため、折り合いをつけて考えていかなければならない。

委員

今回で防犯カメラの設置場所が増え、さらに今後の方針としても増やしていくのであれば要領案第6条の画像の外部提供の方法については慎重な判断が必要である。

これは、実質的なカメラの設置基準についての先の課題になると思うので、別途ご検討いただきたい。

会長

将来的に、画像の外部提供の方法については課題となる可能性があるため、その時に検討していただきたい。

今後、防犯カメラの追加設置があるならば、市として設置する際の必要性を判断する基準を考えていただきたい。

説明員

委員がおっしゃられていた「実質的な必要性」というのはどのような条件であるか。

委員

声かけ事案が多く起こっているということや、長い地下道であるということが実質的な理由となる。

説明員

犯罪行為が発生したエリアの中で、必要と言える場所に設置するということか。

委員	最低限そのような理由が必要である。
説明員	防犯カメラ設置について、実質的な理由のある場所は、数十カ所あると把握している。
委員	<p>要領案第3条第1項では、「防犯カメラは市が設置するものとし、設置の場所は別表に定める場所とする」となっており、設置場所について考慮する内容の記載がない。</p> <p>この条文では、市が認めれば、防犯カメラを設置できると読めてしまうため、犯罪が起こったエリアを理由に設置を考えているのであれば、条文に「犯罪発生のおそれ等を検討のうえ設置場所を定める」というような文言を追加することで制限をかけることができる。</p>
会長	民間による防犯カメラの設置実態を把握しているか。
説明員	マンションやコンビニ、商工観光振興センターに設置されていることは把握している。
会長	駅は独自でつけているところはあるか。
説明員	電鉄会社は、駅の改札に設置している。
会長	防犯カメラの設置については民間との役割分担も必要になってくる。
会長	<p>今回説明のあった防犯カメラの設置場所については、設置の必要性を十分に説明していただいた。</p> <p>要領については、今後も新しい案件が出てきた際に見直しをかけて要件を限定していく必要がある。</p> <p>今後は、防犯カメラの設置について、実質的な必要性の説明がなされたものに限り設置いただくという方向でよろしいか。</p> <p>それでは、その他の点については意見がないようなので議論を終了する。</p>